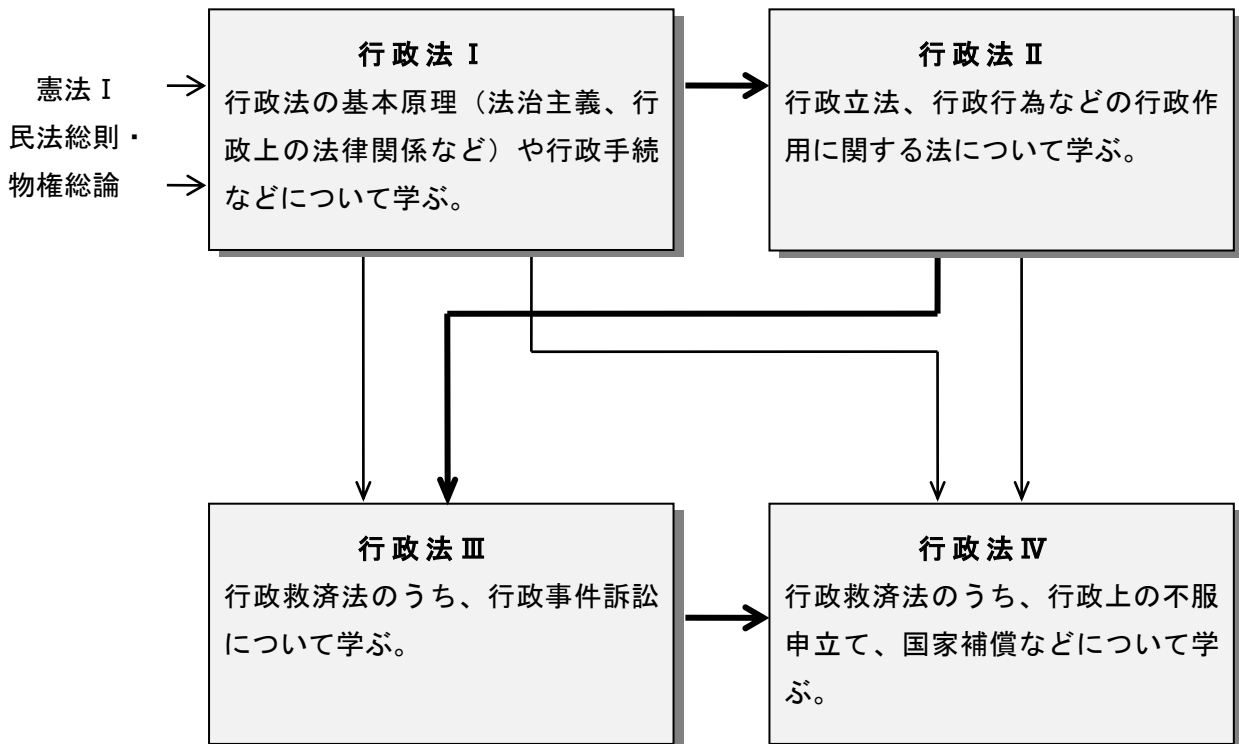


行政法の学び方



- ① 「行政法Ⅰ」は、行政法のいわば入門編であり、行政法のなかでは最初に学ぶべき科目である。履修にあたっては、「憲法Ⅰ」「民法総則・物権総論」を1年次に履修することが望ましい。
- ② 「行政法Ⅱ」は、行政作用法であり、2年次前期に「行政法Ⅰ」を履修した後、引き続き2年次後期に履修することが望ましい。
- ③ 「行政法Ⅲ」と「行政法Ⅳ」は、ともに行政救済法であり、このうち「行政法Ⅲ」では、行政事件訴訟について学ぶ。「行政法Ⅰ」と「行政法Ⅱ」を履修した後、できるだけ3年次の前期に履修することが望ましい。
- ④ 「行政法Ⅳ」では、行政救済法のうち、行政事件訴訟以外（行政上の不服申立て、国家補償など）について学ぶ。「行政法Ⅰ」「行政法Ⅱ」「行政法Ⅲ」を履修した後に履修することが望ましい。